

(平成23年1月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月

国民年金に加入した姉から、夫が厚生年金保険に加入しているので強制加入ではないが、国民年金に加入した方が良いと勧められ、昭和44年2月に市役所において加入手続を行った。その際、同月の国民年金保険料250円を窓口で納付し、同年3月以降は、集金人に保険料を納付した。未納とされている同年2月について年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金の加入期間（任意加入期間を含む。）の保険料を全て納付しており、納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間は、初めて国民年金に任意で加入した月である上、申立期間直後の昭和44年3月の国民年金保険料は現年度納付されており、その時点において申立期間の保険料を納付することが可能である。

さらに、申立人は、国民年金に加入した当時、任意加入の対象者（厚生年金保険被保険者の配偶者）であったにもかかわらず、強制加入者として管理されている上、申立人が居住していた市が保管する国民年金被保険者名簿に記載されている資格取得日及び申立期間に係る検認日並びに同市が記載したとみられる申立人が所持する国民年金手帳の資格取得日が修正（訂正印が無い上書き訂正、抹消）されているなど、申立人が加入した時点における行政側の記録管理に不備がみられる。

加えて、申立期間当時の申立人の夫に係る標準報酬月額から、申立期間の国民年金保険料を工面することは可能であるとみられる上、申立人の姉も申立期間直前の昭和44年1月に国民年金に任意で加入し、同月以降の国民年

金保険料を納付しており、姉から国民年金の任意加入を勧められたとする申立内容に不自然さは見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月、43年3月及び50年2月から51年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年3月
② 昭和43年3月
③ 昭和50年2月から51年7月まで

これまで何度か職業を変わってきたが、事業所を退職した際には必ず市役所において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。未加入とされている申立期間について年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

特殊台帳及び申立期間当時に居住していた市（複数）が保管する国民年金被保険者名簿から、申立人は、申立期間においては、いずれも国民年金に未加入となっており、制度上、保険料を納付することができない上、申立期間③当時居住していた市が保管する国民年金異動届兼申請書から、申立人は昭和53年8月に初めて同市において国民年金の加入手続を行ったことが確認でき、事業所を退職した際には必ず国民年金の加入手続を行ったとする申立内容には不自然な点が見受けられる。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続についての記憶が曖昧である上、20歳以降に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した5回のうち、3回が国民年金に継続して加入した記録となっておらず、この複数回にわたり行政側の記録管理に誤りが生じるとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月、7年3月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年4月
② 平成7年3月
③ 平成7年6月

時効の到来していない平成4年4月から5年3月までの期間と6年3月の国民年金保険料をまとめて、同月に市役所窓口で納付したにもかかわらず、申立期間①が未納とされている。

また、申立期間②の国民年金保険料については厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成7年3月31日に、申立期間③の保険料については同様に同年6月2日に、それぞれ市役所で納付したにもかかわらず、未納又は未加入とされている。

申立期間について年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号は平成6年5月31日に払い出されている上、申立人が居住する市が保管する国民年金の電算記録から、申立人に係る同年3月の国民年金保険料は、同年5月以降に過年度納付されていることが確認でき、申立期間①を含む4年4月から5年3月までの期間及び6年3月の保険料を同月に納付したとする申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

また、通常、国民年金保険料（過年度保険料）は、先に経過した期間のものから納付することとなるところ、平成4年4月から5年3月までのうち、4年4月（申立期間①）を除く期間の保険料が過年度納付されているのは、平成4年度の保険料に係る納付書が発行された時点では、申立期間①の保険料に係る徴収権が時効により既に消滅していたため、同納付書に同期間の保険料が含まれていなかったものと推認できる。

- 2 オンライン記録から、申立人の申立期間②に係る国民年金被保険者資格の得喪については、平成7年8月に入力処理されていることが確認でき、申立人は、申立期間②の時点においては、国民年金の被保険者となっておらず、同年3月末に国民年金保険料を納付したとする申立人の主張には不自然な点が見受けられる。
- 3 申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成7年6月2日に市役所において、申立期間③に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったと主張するが、オンライン記録上、申立人が同期間に係る加入手続を行ったことが確認できない。また、申立人は、7年6月5日に厚生年金保険の被保険者資格を再取得しており、同月2日の時点で国民年金に加入し、申立期間③の国民年金保険料を納付したとは考え難い。
- 4 申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年10月及び5年12月から6年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年10月
② 平成5年12月から6年6月まで

就職を契機として平成6年7月に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料をまとめて同年9月頃に信用金庫か郵便局で納付したので、未納とされている申立期間について年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が居住する市が保管する国民年金資格取得・異動届書から、申立人は、平成10年8月に、4年10月まで遡って国民年金に加入したことが確認でき、この時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月

父親の勧めもあり、平成3年3月頃に事業所を退職した妻が私と妻の国民年金の加入手続を行った。両親と共に漁業を営んでおり、父親から売上代金の一部を受け取り、その中から工面して同年4月以降、毎月、夫婦の国民年金保険料を納付してきたので、未納とされている申立期間について年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が居住する市が保管する国民年金資格取得・異動届書から、申立人及びその妻は平成3年6月の同一日に国民年金の加入手続を行っていることが確認でき、国民年金手帳記号番号は同年7月に夫婦連番で払い出されている。この加入手続を行った時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない上、申立人の国民年金保険料を納付したとするその妻に係る申立期間の保険料も未納であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月及び同年6月から2年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月
② 平成元年6月から2年1月まで

義父の勧めもあり、事業所を退職した平成3年3月頃に、市役所（支所）に出向き、夫と私の国民年金の加入手続を行った。夫の両親と共に漁業を営んでおり、義父から売上代金の一部を受け取り、その中から工面して同年4月以降、毎月、夫婦の国民年金保険料を納付してきたので、未納とされている申立期間について年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人が居住する市が保管する国民年金資格取得・異動届書から、申立人及びその夫は平成3年6月の同一日に国民年金の加入手続を行っていることが確認でき、国民年金手帳記号番号は同年7月に夫婦連番で払い出されている。この加入手続を行った時点では、申立期間①の国民年金保険料は時効により納付できない上、申立人が一緒に納付したとするその夫に係る申立期間①の保険料も未納であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。
- 2 上記の国民年金資格取得・異動届書の備考欄に「過年度納付書は1か月毎でお願いします。」と記載されているところ、申立人と一緒に国民年金保険料を納付したとするその夫に係る申立期間②の保険料は1か月毎に計8回に分けて過年度納付されていることが確認でき、この複数回にわたり行政側の記録管理に誤りが生じ続けたとは考え難い。

また、申立人は、申立人夫婦の国民年金保険料を一緒に納付していたというほかに申立期間②の保険料の具体的な納付状況に係る記憶がなく、申立人に国民年金の加入を勧めたとするその義父から聴取しても、申立期間

②の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる証言を得ることはできなかった。

- 3 申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。